

京都市醍醐交流会館条例の一部を改正する条例（平成26年3月18日京都市条例第92号）（都市計画局都市企画部都市総務課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市醍醐交流会館の使用料の適正化を図るため、次のとおり改定することとしました。

1 京都市醍醐交流会館の使用料を次のとおり改定することとしました。

区 分		使 用 料					
		改 正 前			改 正 後		
		午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間
ホール	日曜日、土曜日及び休日	円 19,200	円 25,200	円 28,800	円 19,740	円 25,920	円 29,620
	その他の日	15,600	19,200	22,800	16,040	19,740	23,450
第1会議室及び第2会議室		3,000	3,800	4,600	3,080	3,900	4,730
第3会議室		2,200	2,800	3,200	2,260	2,880	3,290
和室 A		1,000	1,300	1,400	1,020	1,330	1,440
和室 B		800	1,100	1,200	820	1,130	1,230
音楽スタジオ		2,200	2,800	3,200	2,260	2,880	3,290

2 使用料を100円単位から10円単位に改定するため、ホールを無料の催物で使用する使用料の設定について、1,000円未満切上げから、10円未満切上げに改定し、また、ホールを準備、練習等で使用する場合及び使用時間を超えて使用する使用料の設定について、100円未満切上げから、10円未満切上げに改定することとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

なお、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例によることとしています。

京都市醍醐交流会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月18日

京都市長 門川大作

京都市条例第92号

京都市醍醐交流会館条例の一部を改正する条例

京都市醍醐交流会館条例の一部を次のように改正する。

「

別表備考以外の部分中

円	円	円
19,200	25,200	28,800
15,600	19,200	22,800
3,000	3,800	4,600
2,200	2,800	3,200
1,000	1,300	1,400
800	1,100	1,200
2,200	2,800	3,200

を

」

「

円	円	円
19,740	25,920	29,620
16,040	19,740	23,450
3,080	3,900	4,730
2,260	2,880	3,290
1,020	1,330	1,440
820	1,130	1,230
2,260	2,880	3,290

に改め、同表備考2中「1,

」

000円」を「10円」に改め、同備考3中「より計算した額」を「掲げる額（2の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額）」に、「100円」を「10円」に改め、同備考6中「100円」を「10円」に改め、同備考7中「つど」を「都度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(都市計画局都市企画部都市総務課)